



前払式支払手段 ご利用者のみなさまへ



一般社団法人日本資金決済業協会

前払式支払手段…?

と言われても

「なんだか難しそう」

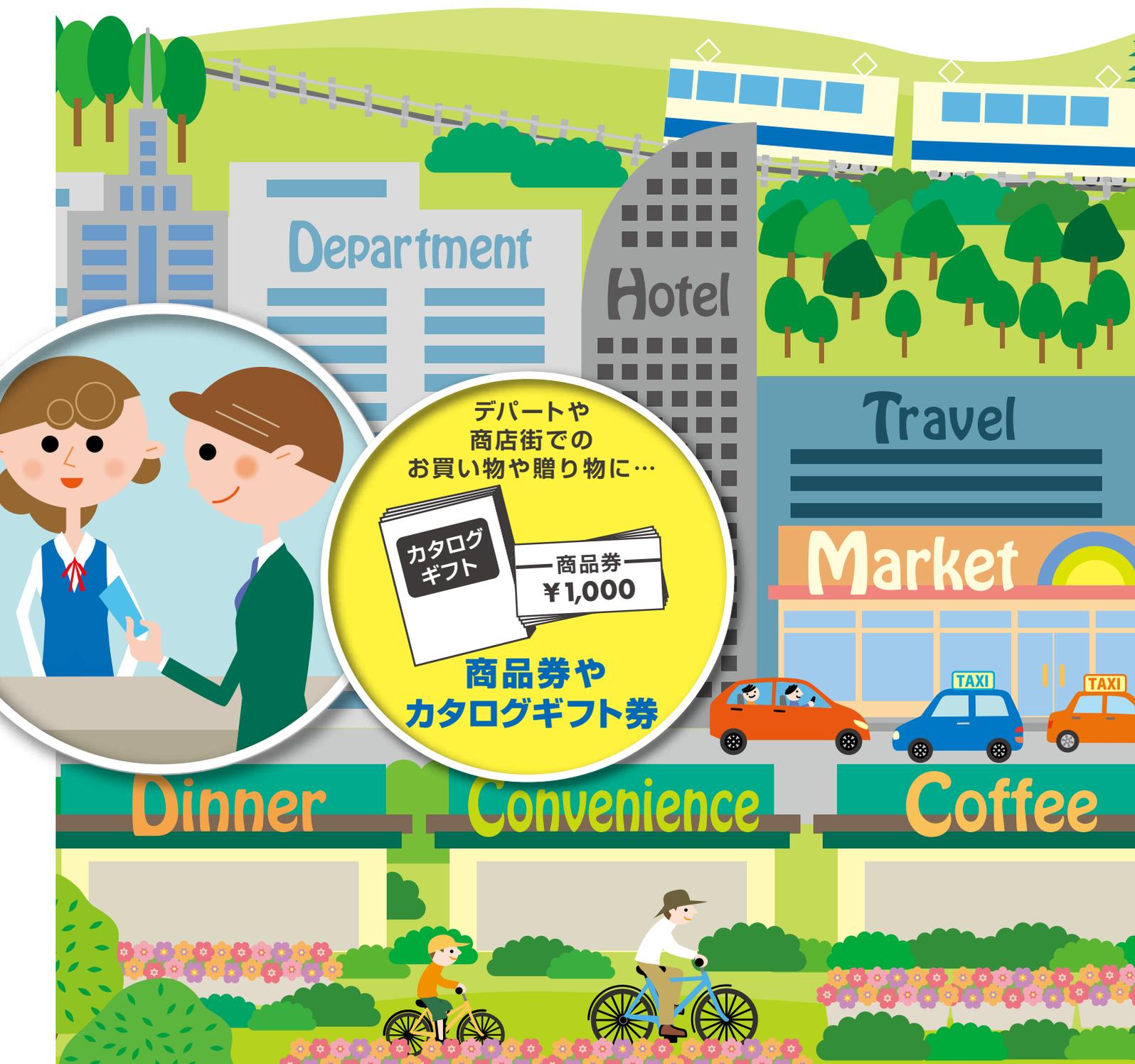
「聞いたことがない」

「自分には関係なさそう」

ほとんどの人からこんな言葉が返って来るかもしれません。

でも、本当は多くの人にあたりまえのように利用されている

便利で身近なシステムです。



コンビニ・スーパーでの
お買い物に…



磁気型やIC型の
プリペイドカード



パソコンや携帯電話での
お買い物に…



ネット上で利用できる
プリペイドカード



「前払式支払手段」の利用者保護を目的として
資金決済に関する法律

が平成22年4月に施行されました。(以下、資金決済法)



安心してご利用いただくためのQ&Aです。
ぜひご覧ください。



Q1



「前もってお金を払うけど安心なの？ 商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカはどんな企業でも発行できるの？」

A



「どんな企業でも発行できるけど、利用者の保護を図るため、『資金決済法』により、いろいろな規制や義務が課せられているんだ。」

●「前払式支払手段」とは

「前払式支払手段」という言葉に馴染みがある人はほとんどいないでしょう。でも、商品券やプリペイドカードといえば、グッと身近に感じると思います。商品券やプリカは、あらかじめお金を払っておいて、買い物のときに決済するので「前払式支払手段」というわけです。

「前払式支払手段」には大きく分けて3つの種類があります。「デパートの商品券や結婚式などの引き出物として利用するカタログギフト券」、「テレホンカードなどの磁気型またはICチップが埋め込まれたプリペイドカード」、「オンラインゲームやWeb上のコンテンツを購入するときに使うネット上で使えるプリペイドカード」がそれにあたります。

●利用者保護を目的に発行者にはさまざまな決まりが

商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカはどんな企業でも発行できますが、発行者が名前を聞いたことのない企業だと不安になりますね。「代金をあらかじめ払っておいても大丈夫？」と思う人もいるかもしれません。そこで、利用者を守るために「資金決済法」ができたのです。

「資金決済法」は発行者に対して内閣総理大臣への届出や

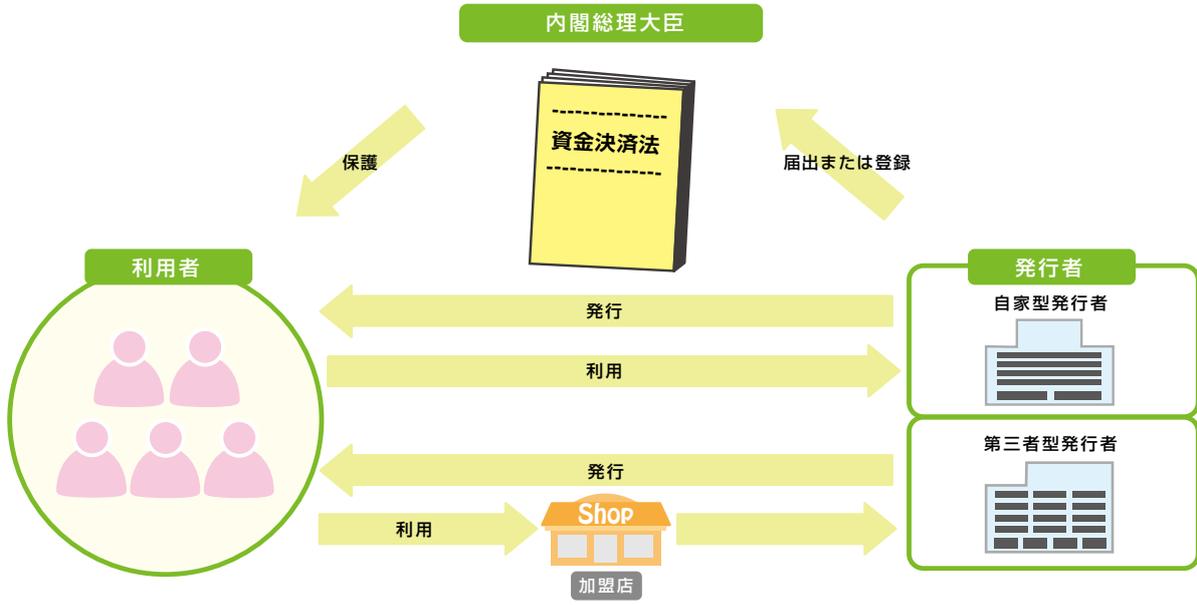
登録を義務づけています。

自分のお店でしか使えない商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカの発行者を「自家型発行者」といいますが、資金決済法で定める基準日に未使用残高（発行してまだ使われていない残高）が1,000万円を超えたときは、内閣総理大臣への届出が必要になります。

自分のお店以外にもいろいろなお店で使える商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカの発行者は「第三者型発行者」といい、あらかじめ内閣総理大臣へ登録することが必要です。財務基盤や法令遵守などの態勢がしっかりしていないと「第三者型発行者」として登録することはできません。また、個人は登録することはできません。

「資金決済法」では前払式支払手段の券面やウェブサイトなどで苦情や相談窓口等、法で決められた事項を情報提供することが義務づけられています。また、発行者の破産などの万一の場合に備えて、発行保証金の供託を義務づけ、利用者の保護を図っているのです。（発行保証金の供託についてはQ14をご参照ください。）

「資金決済法」による利用者保護



届出や登録を行っている発行者は、金融庁のウェブサイトを確認することができます。

<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>

Q2



「『プリカ』ってどういう仕組みなの？
どこが便利なの？ どこで売ってるの？」

A



「『プリカ』はプリペイドカードの略称で、
お財布代わりに使える便利な仕組みなんだ。
買い物をするお店やウェブサイトなどで購入できるよ。」

●「プリカ」には2つの種類

ビジネスマンや主婦の間でプリペイドカードの人气が急速に高まっています。スーパーやコンビニエンスストアなどで、**決済端末にかざすだけで簡単に支払いができ、小銭やお札を数える手間やお釣りもないのでスピーディーで便利**なのがその理由です。いったい、どのような仕組みなのでしょう？

「プリカ」には、一般的にテレホンカードのような**磁気型プリカ**と、プリペイド型電子マネーなどの**IC型プリカ**がありますが、基本的な仕組みは同じです。

利用者はあらかじめ「プリカ」を購入します。一般的に磁気型プリカは、500円、1,000円などの決まった金額のものを購入しますが、IC型プリカは、交付されたあと自分でチャージ（入金）でき、種類によって上限金額が決まっています、上限金額の範囲でチャージすることができます。

買い物の際は、磁気型プリカは、レジで渡すと店員が決済端末に通します。IC型プリカは、自分で決済端末にかざすことによって、代金が差し引かれて決済されるという仕組みです。磁気型プリカは残額がなくなると使えなくなりますが、IC型

プリカはチャージをすれば繰り返し使うことができます。

どちらも**利用するお店やウェブサイトなどで購入できますが**、IC型プリカは、デポジット（預り金）や手数料が必要な場合がありますので、購入時に確認しましょう。

「プリカ」の利用方法

磁気型プリカ



IC型プリカ



Q3



「『ネット上で使えるプリカ』ってどういう仕組みなの？
どうやって購入するの？ 誰かに勝手に使われたりしないの？」

A



「コンビニやネット上で購入したID（利用者を識別するための符号等）を
ウェブサイトで入力し、決済する仕組みだよ。」

●「ネット上で使えるプリカ」の仕組みとは

今、若い人たちの間では、オンラインゲームやウェブサイトからダウンロードして購入する音楽、映像などのコンテンツが人気です。インターネットのオンラインショッピングでは、注文をネット上で行い、受取りと支払いはコンビニエンスストアで行うといった方法もありますが、コンテンツをダウンロードして購入する場合は、注文から支払いまでをすべてウェブサイト上で行います。これらの支払いに多く使われているのが「ネット上で使えるプリカ」です。では、どのような仕組みなのでしょう？

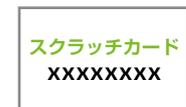
利用者は、コンビニなどであらかじめIDを購入します。購入方法は発行者によって異なりますが、IDが記載されたスクラッチカードを購入する、コンビニ端末から申し込んで購入する、ネット上で購入するなど、いくつかの方法があります。

利用するウェブサイトIDを入力すれば、ゲームや音楽コンテンツなどをダウンロードして購入ことができ、利用した分が差し引かれ決済されるという仕組みです。残高があれば繰り返し使うことができるのはIC型プリカと同じです。

「ネット上で使えるプリカ」は、IDを入力するだけで使え、カード番号や名前などを入力する必要がありませんので、**情報漏えいの心配が少ない決済手段といえます。**

「ネット上で使えるプリカ」の購入から利用開始まで

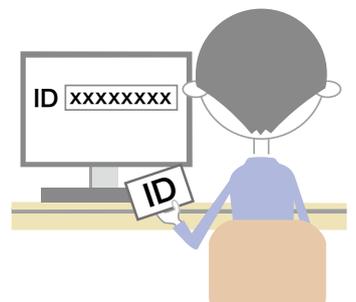
IDを購入



コンビニ端末

出力シート
XXXXXXXX

ウェブサイトで入力し、利用開始



Q4



「『プリカ』は量販店のポイントカードや銀行のキャッシュカードとは違うの？」

A



「ポイントカードやキャッシュカードは、商品購入やサービスの提供を受けるために前払いで購入しているものではないので、プリカとは異なるんだ。」

●プリカの特徴は前払い

カードといってもいろいろありますね。プリペイドカード、ポイントカード、クレジットカード・・・用途や使い方はさまざまですが、なかにはプリカに似ているものもあります。プリカと他のカードはどこが違うのでしょうか？

プリカは利用者が前払いして購入し、買い物の際に代金の支払いにあてるものです。

一方、ポイントカードのなかには、たまったポイントを代金の支払いにあてることができるものもあり、その点はプリカに

似ていますが、ポイントは買い物をしたときに「おまけ」としてもらったもので、利用者が前払いして購入したものではありません。その点でプリカとは異なります。

また、キャッシュカードをそのままデビットカード（お持ちの銀行や郵便局のキャッシュカードだけで代金の支払いを行うサービス。）として使用し、お店で買い物をすることができますが、代金は自分の預金口座から引き落とされる点でプリカとは異なります。

注意 ⚠️「前払式支払手段」であっても、「資金決済法」が適用されないものもあります。

詳しくは「資金決済に関する法律」(以下の URL から検索してください。http://www.e-gov.go.jp/) で確認することができます。

「前払式支払手段」		「前払式支払手段」に該当しないもの
「資金決済法」が適用されるもの	「資金決済法」が適用されないもの	
<ul style="list-style-type: none"> ●商品券・ギフト券 ●お米券 ●テレホンカード ●ギフトカード、ネット上で使えるプリカ ●ビール券、清酒券 ●カタログギフト券 etc. 	<ul style="list-style-type: none"> ●乗車券、乗船券、航空券 ●映画、音楽、スポーツなどの会場や遊園地、動物園、美術館などの入場券 ●ビル内の食堂の食券など ●市区町村が発行する商品券など ●百貨店の友の会お買物券、旅行クーポン券 ●使用期間が発行の日から6月以内の前払式支払手段 etc. 	<ul style="list-style-type: none"> ●紙幣 ●郵便切手 ●収入印紙 ●「ゴルフ会員権」「テニス会員権」等各種会員権 etc.



Q5



「商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカはどこでも使えるの？」

A



「どこでも使えるわけではなく、商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカによって使えるお店やウェブサイトは決まっているんだ。」

●使える場所は発行者ごとに異なる

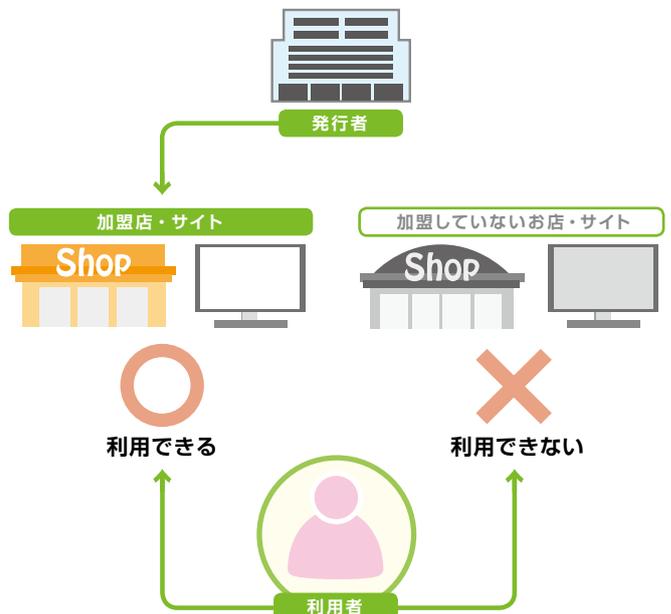
お金は日本中どこへ行っても使えますね。商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカも広く使われるようになってきましたが、どこでも使えるのでしょうか？

商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカは多くの種類が発行されていて発行者もさまざまです。最近では、発行者のお店やウェブサイトのほかに、加盟店や企業間の提携関係の広がりにより利用できる場所が増えているとはいえ、やはり**商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカごとに使えるお店やウェブサイトは決まっています、どこでも使えるというわけではありません。**

使えるお店は商品券やプリカに記載されています。主要な場所しか記載されていない場合がありますが、その場合は約款や説明書などで詳細を確認することができます。また、発行者のウェブサイトでも確認してみましょう。レジや店頭に掲示されている場合もありますので、あらかじめ確認のうえ利用するようにしましょう。

ネット上で使えるプリカについては発行者のウェブサイトを確認することができます。

利用できる場所とできない場所 -----



Q6



「商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカを購入する際は、
 どのような点に注意すればいいの？」

A



「購入できる商品、利用可能金額・数量、
利用できるお店、有効期限などに注意しよう。」

● 利用方法や注意事項はさまざま

みなさんがお持ちの商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカの券面等を見てみましょう。利用方法や注意事項が書かれています。でも、商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカには多くの種類があり、発行者もさまざまです。基本的な使い方は

同じでも、種類や発行者が異なれば利用方法や注意事項が異なることがあります。**どんな商品を購入できるのか、いくら使えるのか、どのお店で使えるのか、有効期限はあるのか、などを購入や利用の際に確認しましょう。**

情報提供について

● 「資金決済法」では、商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカの利用者に以下の項目を周知することを定めています。

情報提供項目		
① 発行者名	② 支払可能金額など	③ 有効期限
④ 問合せ先(住所、連絡先)	⑤ 利用可能な場所	⑥ 利用上の注意
⑦ 残高およびその確認方法	⑧ 約款、説明書などがある場合はその旨	

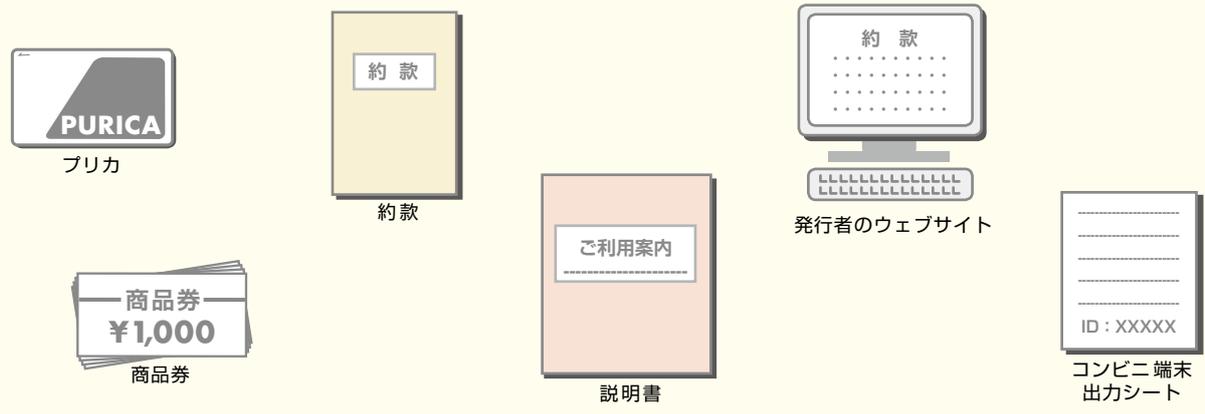
商品券やプリカにはこれらの項目が表示されていますが、このうち、「⑤利用可能な場所」と「⑥利用上の注意」の2項目については、主要なもののみ表示する方法により情報提供され一部が省略されていることがあります。その場合、詳細は約款や説明書などに記載されていますので、購入時に受け取り確認しましょう。

なお、④～⑧については、発行者に代わって当協会が情報提供を行っている場合がありますので、該当の項目

が見当たらないときは、協会のウェブサイト「周知委託会員の前払式支払手段情報提供事項」でチェックしましょう。(https://www.s-kessai.jp/)

また、ネット上で使えるプリカについては、申込時にコンビニ端末から出力されるシートや、レジで受け取るシート、スクラッチカードなどで上記の項目を確認しましょう。詳しくは電子メール、発行者のウェブサイト、チャージ機のいずれかの方法で確認できます。

● 情報提供の手段



Q7



やっかん 「約款はどうすれば確認できるの？」

A



「商品券やプリカに添付されている場合のほかに、お店での掲示や発行者のウェブサイトなどで確認することができるんだ。」

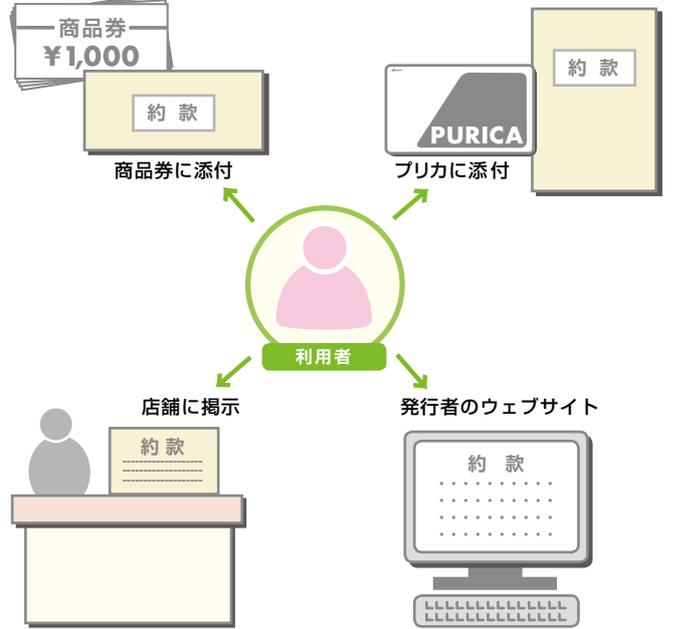
● 約款は利用者と発行者とのとりきめ

商品券やプリカは携帯するには便利ですね。でも、スペースが限られている分、利用方法や注意事項をすべて記載することは困難です。**利用についての約束ごとをとりまとめたものを約款といい**、利用に際しての約束ごとが事細かに記載されています。では、どのようにして確認すればよいのでしょうか？

約款は、説明書などとともに商品券やプリカに添付されていたり、お店に掲示されていたり、発行者のウェブサイトでも確認することもできますので、購入時や利用の際に確認しましょう。

商品券やプリカには約款がないものもありますが、ない場合は、「資金決済法」で定められた情報提供事項（詳しくはQ6をご参照ください。）は必ず前払式支払手段の券面などに表示する方法により情報提供されています。また、約款がある場合は券面などにその旨が記載されています。商品券やプリカに記載されている事項はもちろん、約款や説明書などもよく読んで、注意点を理解したうえで上手に使いましょう。ネット上で使えるプリカについては、発行者のウェブサイトを確認しましょう。

約款の確認、入手方法



Q8



「商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカには有効期限があるの？
ある場合はどうやって確認するの？」

A



「有効期限があるものとないものがあるよ。ある場合は商品券やプリカに記載されているほか、ネット上で使えるプリカの場合は発行者のウェブサイトでも確認できるんだ。」

● 有効期限は「資金決済法」で定められた情報提供項目

「機の引出しにしまっておいた商品券を使おうと思ったら、有効期限が過ぎていた。」「カタログギフト券を商品に交換しようとしたら期限切れだった。」このような経験をしたことはありませんか？

商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカには有効期限が設定

されているものがあるので注意が必要です。**有効期限は商品券やプリカに表示する方法により情報提供されています**ので必ず確認しましょう。（詳しくはQ6をご参照ください。）

ネット上で使えるプリカの場合は発行者のウェブサイトでも確認することができます。



「有効期限が過ぎたら使えないの？」



「有効期限を過ぎると使えなくなるので、注意が必要だよ。」

「資金決済法」には有効期限についての規定はありませんが、有効期限が設定されている商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカについては、商品券やプリカの券面に、ネット上で使えるプリカの場合は発行者のウェブサイトでも情報提供されていますので、購入前に必ず確認することが大切です。**有効期限を過ぎた**

商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカは使えなくなります。

また、商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカの利用が廃止されることがあり、その場合は、有効期限があらかじめ設定されていないものであっても使えなくなるので、注意が必要です。（詳しくはQ13をご参照ください。）



「商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカを紛失したり、破損してしまった場合はどうなるの？」

A



「紛失・破損時の取扱いは発行者により異なるんだ。
約款、ウェブサイトを確認しよう。
また、発行者へ問い合わせよう。」

●紛失・破損時の取扱いは発行者によりさまざま

「せっかくもらった商品券をなくしてしまった。」「プリカが急に使えなくなってしまった。」ということをとまどき耳にします。このようなとき、再発行はしてもらえるのでしょうか？

商品券やカタログギフト券は、盗難・紛失の場合、基本的に再発行されることはありません。破損したり汚してしまった場合は、再発行されることがありますが、破損等の度合いにより取扱いが異なりますので、発行者に問い合わせましょう。

プリカについては、盗難・紛失の場合でも、記名式のプリカの場合は再発行が可能なものがありますので、発行者に問い合わせましょう。破損・汚損の場合も再発行されるものもありますが、発行者により取扱いが異なりますので確認が必要です。

なお、磁気型プリカの場合、磁石のそばに近づけると使えなくなったり、IC型プリカについても磁気やその他の電磁的影響を受けるなど、単純な破損・汚損以外の障害が発生することがありますので、取扱いには十分注意しましょう。

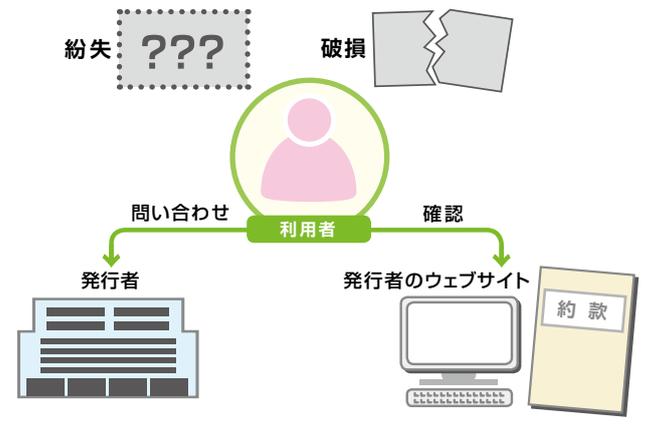
ネット上で使えるプリカについては、紛失の場合、基本的

に再発行はしてもらえませんので、注意してください。

紛失や破損等の取扱いについては、約款や発行者のウェブサイトなどで確認できますので、確認しておきましょう。

また、再発行を受ける際に、手数料などが必要になる場合があります。

紛失・破損時の対応



「プリカやネット上で使えるプリカの残高はどうやって確認するの？」

A



「決済端末やチャージ機、
発行者のウェブサイトなどで確認できるよ。」

●残高確認方法はプリカやネット上で使えるプリカによって異なる

プリカでの買い物はお札や小銭を数える手間がなく、プリカ1枚で買い物ができるので便利です。でも、プリカには残高が表示されないものもありますので、買い物の際に残高が足りているかどうかわからず不安になることがありますね。残高はどのようにして確認するのでしょうか？

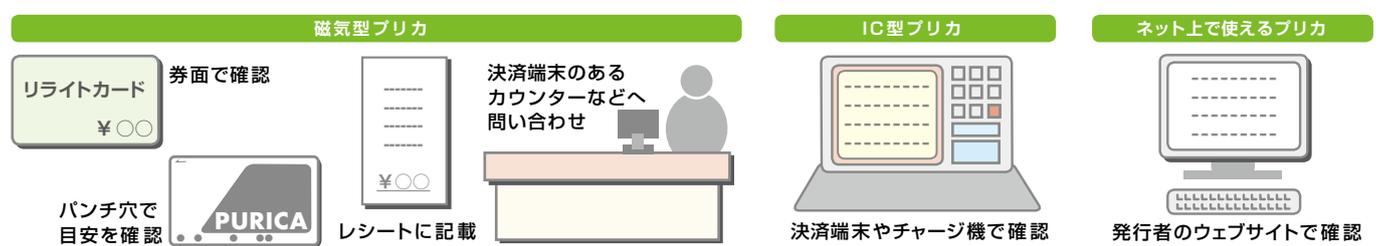
磁気型のプリカは、残高が印字されるリライトカード(券面表示の書き換えが可能なカード)や、使用して利用金額が差し引かれると券面にパンチ穴が開いて、利用者はそれによって残高の目安を知ることができるものがあります。正確な残

高は買い物の後に発行されるレシートに記載されていますが、手元にレシートがなく残高がわからないときは、決済端末の設置カウンターなどに問い合わせ確認しましょう。

IC型のプリカは、利用店舗のチャージ機や決済端末を利用して確認することができます。

ネット上で使えるプリカは発行者のウェブサイトで確認できます。それぞれの残高確認方法については、約款や発行者のウェブサイトなどで確認しましょう。

残高の確認方法



Q11



「お釣りはもらえるの？」

A



「基本的にお釣りをもらうことはできないけれど、発行者に問い合わせ確認しよう。」

● **例外だがお釣りをもらえることも**

商品券で買い物をする際に、1枚500円や1,000円といった商品券の金額と商品の値段が一致することはめったにありませんね。プリカの場合も少額が残ることがあります。現金での買い物ならお釣りをもらいますが、商品券やプリカの場合、お釣りはもらえるのでしょうか？

商品券やプリカなどの前払式支払手段は、原則として払戻し(換金)が認められていません。お釣りを出すということは利用できる金額の一部を払い戻し現金に換えることになりまので、**お釣りは基本的にはもらうことができない**のです。

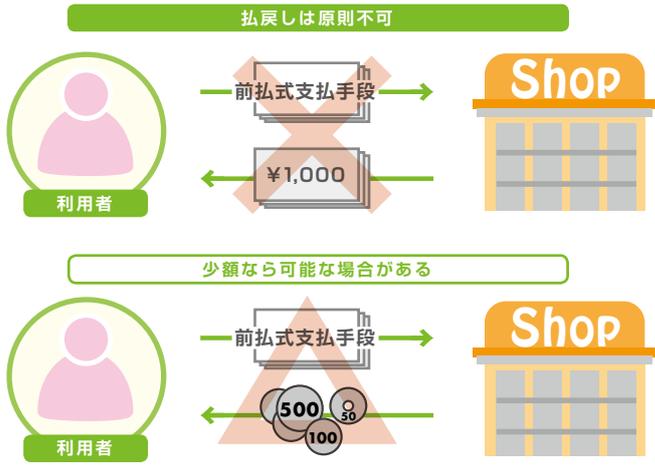
ただし、**利用者保護の観点から、払戻金額が少額である場合等発行者の発行の業務に支障をきたす恐れがない場合は、例外として払戻しが認められています**ので、例外としてお釣りがもらえるかどうかについては発行者に問い合わせる必要があります。

また、お釣りを出さない場合は、利用上の注意として券面や、ウェブサイトで情報提供されている場合がありますので、約款やウェブサイトなどで確認してみましょう。

プリカは繰り返し使うことができますが、商品券は一度しか

使えませんので、買い物の際はお釣りの有無に留意しながら上手に使いましょう。

払戻しと利用者保護①



Q12



「商品券やプリカの使えるお店が近くにない場合、払い戻してもらえるの？」

A



「原則として、払戻しはしてもらえないけれど、やむを得ない事情のときは払戻しをしてもらえることもあるんだ。」

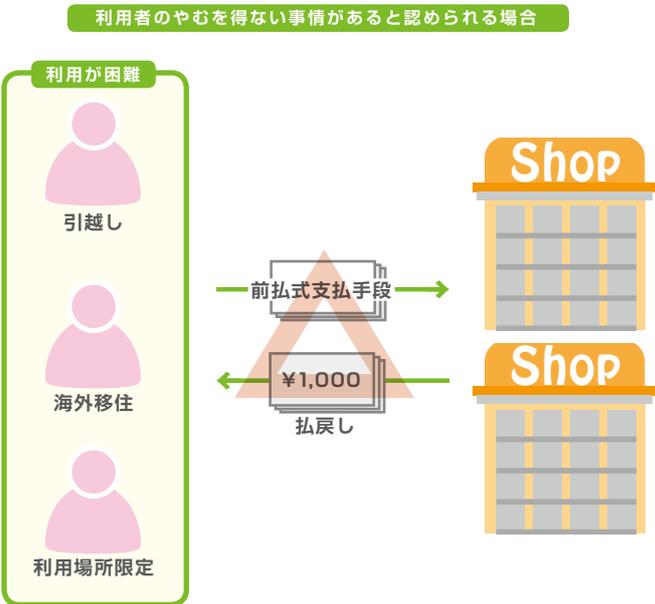
● **やむを得ない事情と認められることが必要**

「地元の商店街が発行する地域限定の商品券を持っていたが、引越しをするので使えなくなってしまった。」「入院中に購入した病院の中だけで使えるプリカが、退院するので使えなくなってしまった。」「海外に移住することになったが、プリカに残高が残っていて、出発の日までにはとても使えそうにない。」このような場合、商品券の利用金額やプリカのリ残高を払い戻してもらえると助かりますね。可能なのでしょうか？

商品券やプリカなどの前払式支払手段は、原則として払戻しが認められていないのですが、利用者保護の観点から、払戻し金額が少額である場合のほかに(詳しくは Q11 をご参照ください)、利用者のやむを得ない事情から利用が困難になった場合は、例外としての払戻しが認められています。****

ただし、利用者のやむを得ない事情かどうかは発行者の判断によりますので、上記の例のような場合でも発行者に問い合わせ確認しましょう。

払戻しと利用者保護②



Q13

「持っている商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカの利用ができなくなることはあるの？その場合、お金は戻ってくるの？」

A



「発行者が商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカの発行の業務を廃止（発行と利用を止めること）した場合は利用できなくなるんだ。
その場合は、払戻しを受けることができるよ。」

● **商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカが利用できなくなる場合**

新しい商品やサービスが開発され人気になると、従来のものが人々のニーズに合わなくなり、販売が中止されたりサービスが廃止されることがありますね。商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカについてもさまざまな商品・サービスの決済手段として発行されていますが、社会・経済の変化によって人々のニーズに合わなくなり、発行や利用が廃止されることがあります。商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカは利用者がお金を前払

いしているわけですが、まだ使っていなかったり、残高が残っている場合、お金は戻してもらえるのでしょうか？

商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカの発行・利用が廃止されたり、第三者型発行者（詳しくはQ1をご参照ください。）が登録を取り消されたときは、未使用分の払戻しを受けることができます。ただし、払戻しの手続きにしたがって利用者から申し出る必要があることを覚えておきましょう。



「『払戻し』ってどういうこと？もう少し詳しく教えて。」



「商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカに前払いしたお金を戻してもらうことを『払戻し』というんだ。」

● **払戻しの流れ**

商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカは、原則として、払戻しが禁止されていますが、利用者保護の観点から、払戻し金額が少額で、発行者の業務に支障をきたす恐れがない場合や、利用者のやむを得ない事情があると認められる場合、払戻しを例外として認めています。（詳しくは Q11、12 をご参照ください。）

商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカの発行・利用が廃止された場合や、第三者型発行者が登録を取り消されたとき、「資金決済法」は同様の観点から**発行者に払戻しを義務**づけています。

払戻しの手続きは以下ようになります。

まず、発行者は発行業務の廃止と払戻しの実施予定について内閣総理大臣に届け出た後、**払戻しの実施およびその手続きについて公告**します。

公告の方法は、**商品券やプリカの場合は日刊新聞への掲載、ネット上で使えるプリカの場合は日刊新聞への掲載に代えて発行者のウェブサイト上で電子公告により行われる**場合もあります。

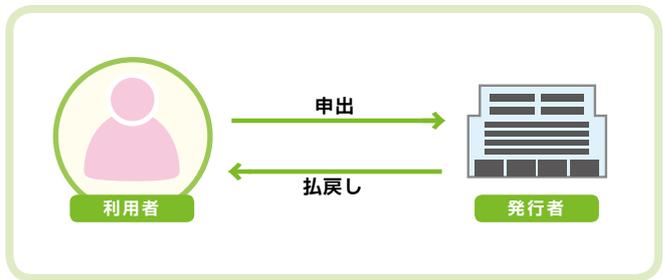
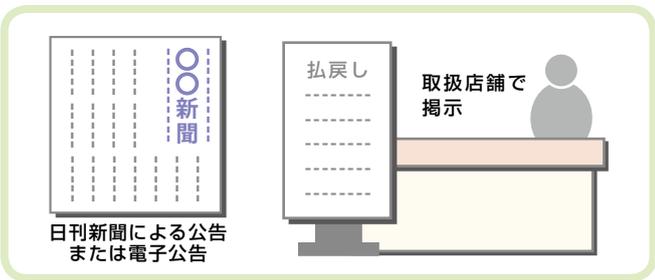
さらに、**発行者のすべての営業所・事務所や利用できるお店の目につきやすい場所に払戻しおよびその手続きについての掲示**を行います。

利用者は、この手続きにそって60日以上の一定期間内に払戻しの申出をすることにより、払戻しを受けることができます。という流れになります。

この**一定期間に払戻しの申出をしなかった場合は、この手続きによる払戻しを受けることができなくなります**ので注意しましょう。また、発行者に問い合わせてみましょう。

払戻しの手続きを実施している発行者や発行の終了を予定している発行者については、金融庁のウェブサイト「資金決済法に基づく払戻し手続実施中の商品券の発行者等一覧」（<https://www.fsa.go.jp/policy/prepaid/>）および国民生活センターウェブサイト、当協会ウェブサイトで確認することができます。

発行・利用が廃止された場合の払戻し



Q14 「発行者がつぶれたらお金は戻るの？」

A 「発行者が破産した場合は、一定の期間内に申し出るとお金は戻ってくるけど、全額が戻るとは限らないんだ。」

●「発行保証金」の供託により利用者保護が図られている

発行者がつぶれたら、みなさんが持っている商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカはいったいどうなるのでしょうか。使えなくなることが考えられますが、その場合、お金を戻してもらうことはできるのでしょうか？

商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカの発行者のうち、未使用分の残高が一定の金額を超える発行者は、万一の場合に備えて「発行保証金」を法務局に供託し、未使用残高について保全しなければならないことになっています。**発行者が破産した場合、この「発行保証金」を元に利用者へお金を戻すという手続**

きがとられることになっていて、利用者保護が図られています(発行保証金の還付といえます)。

この場合も、発行・利用が廃止されたときと同様、還付の手続きにしたがって**利用者は一定の期間内に申出をすることによりお金を戻してもらうことができます。ただし、必ずしも未使用分全額が戻ってこない場合もあります。**

一方、「発行保証金」の保全が義務づけられていない発行者が破産した場合は、通常の破産手続に基づいて処理されることとなります。

「発行保証金」の供託と還付手続

「資金決済法」では、法に定められている基準日における未使用残高が1,000万円を超える自家型発行者と第三者型発行者は、その未使用残高の2分の1以上に相当する額の「発行保証金」を供託することが義務づけられています。

発行者が破産するとこの発行保証金の「還付手続」が行われます。利用者はこの還付手続により「発行保証金」から優先的に弁済(配当)を受けることができます。

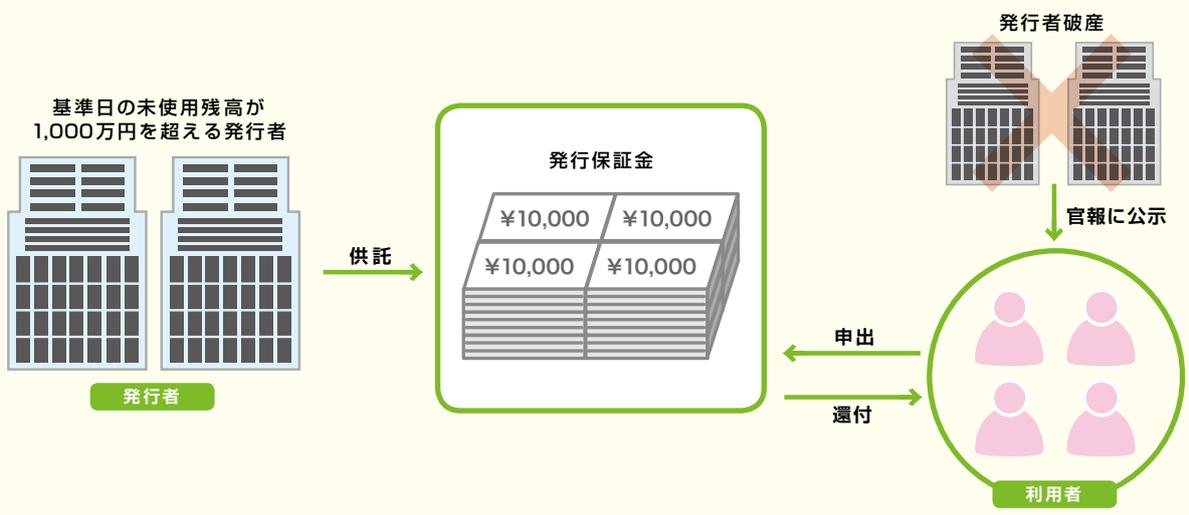
商品券やプリカ、ネット上で使えるプリカの利用者は、60日以上のある一定の期間内に未使用分について還付の申

出をすべきことが官報で公示されます。

利用者は、商品券やプリカの現物、ネット上で使えるプリカの場合は、IDが記載されたスクラッチカードや未使用分がわかるプリントアウト画面などを添えて還付の申出をします。その後、申出期間内に集まった申出総額に基づいて各利用者へ支払われる金額が決定され、その金額が配当として戻ってくるようになります。

ただし、「発行保証金」は上記のように、未使用残高分すべてが保全されているわけではありませんので、全額が戻ってこないこともあります。

● 発行者が破産した場合の利用者保護



資金決済に関する法律(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引、仮想通貨の交換等及び銀行等の中で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第三条 この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 証票、電子機器その他の物（以下この章において「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であって、その発行する者又は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの

二 証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であって、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

(以下略)

(適用除外)

第四条 次に掲げる前払式支払手段については、この章の規定は、適用しない。

一 乗車券、入場券その他これらに準ずるものであって、政令で定めるもの

二 発行の日から政令で定める一定の期間内に限り使用できる前払式支払手段

三 国又は地方公共団体（次号において「国等」という。）が発行する前払式支払手段

四 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となって設立された法人であって、その資本金又は出資の額の全部が国等からの出資によるものその他の国等に準ずるものとして政令で定める法人が発行する前払式支払手段

五 専ら発行する者（密接関係者を含む。）の従業員に対して発行される自家型前払式支払手段（専ら当該従業員が使用することとされているものに限る。）その他これに類するものとして政令で定める前払式支払手段

六 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）その他の法律の規定に基づき前受金の保全のための措置が講じられている取引に係る前払式支払手段として政令で定めるもの

七 その利用者のために商行為となる取引においてのみ使用することとされている前払式支払手段

(自家型発行者の届出)

第五条 前払式支払手段を発行する法人（人格のない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）又は個人のうち、自家型前払式支払手段のみを発行する者は、基準日においてその自家型前払式支払手段の基準日未使用残高がその発行を開始してから最初に基準額（第十四条第一項に規定する基準額をいう。）を超えることとなったときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(以下略)

(第三者型発行者の登録)

第七条 第三者型前払式支払手段の発行の業務は、内閣総理大臣の登録を受けた法人でなければ、行ってはならない。

(情報の提供)

第十三条 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段を発行する場合には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項に関する情報を利用者へ提供しなければならない。

一 氏名、商号又は名称

二 前払式支払手段の支払可能金額等

三 物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられているときは、当該期間又は期限

四 前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者か

らの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先

五 その他内閣府令で定める事項

- 2 前払式支払手段発行者が加入する認定資金決済事業者協会が当該前払式支払手段発行者に係る前項第四号及び第五号に掲げる事項を前払式支払手段の利用者に周知する場合その他の内閣府令で定める場合には、当該前払式支払手段発行者は、同項の規定にかかわらず、当該事項について同項の規定による情報の提供をすることを要しない。

(発行保証金の供託)

- 第十四条** 前払式支払手段発行者は、基準日未使用残高が政令で定める額(以下この章において「基準額」という。)を超えるときは、当該基準日未使用残高の二分の一の額(以下この章において「要供託額」という。)以上の額に相当する額の発行保証金を、内閣府令で定めるところにより、主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

(以下略)

(保有者に対する前払式支払手段の払戻し)

- 第二十条** 前払式支払手段発行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前払式支払手段の保有者に、当該前払式支払手段の残高として内閣府令で定める額を払い戻さなければならない。

一 前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合(相続又は事業譲渡、合併若しくは会社分割その他の事由により当該業務の承継が行われた場合を除く。)

二 当該前払式支払手段発行者が第三者型発行者である場合において、第二十七条第一項又は第二項の規定により第七条の登録を取り消されたとき。

三 その他内閣府令で定める場合

- 2 前払式支払手段発行者は、前項の規定により払戻しをしようとする場合には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告するとともに、当該事項に関する情報を当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者に提供しなければならない。

一 当該払戻しをする旨

二 当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に債権の申出をすべきこと。

三 前号の期間内に債権の申出をしない前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除斥されるべきこと。

四 その他内閣府令で定める事項

- 3 会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百四十条第一項(第三号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、前払式支払手段発行者(会社に限る。)が電子公告(同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。)により前項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第九百四十条第一項(第三号に係る部分に限る。)及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、前払式支払手段発行者(外国会社に限る。)が電子公告により第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前払式支払手段発行者は、第一項各号に掲げる場合を除き、その発行する前払式支払手段について、保有者に払戻しをしてはならない。ただし、払戻金額が少額である場合その他の前払式支払手段の発行の業務の健全な運営に支障が生ずるおそれがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(発行保証金の還付)

第三十一条 前払式支払手段の保有者は、前払式支払手段に係る債権に関し、当該前払式支払手段に係る発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、前項の権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に内閣総理大臣に債権の申出をすべきこと及びその期間内に債権の申出をしないときは当該公示に係る発行保証金についての権利の実行の手続から除斥されるべきことを公示しなければならない。

一 前項の権利の実行の申立てがあったとき。

二 前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

(以下略)

「資金決済に関する法律」の全文は以下のURLから検索してください。

《電子政府の総合窓口 e-Gov》 <http://www.e-gov.go.jp/>



〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-8-11
飛栄九段ビル 7 階
TEL: 03-6272-9255

<https://www.s-kessai.jp/>
